

福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成27年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和4年7月1日改正

令和6年4月1日改正

令和7年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、「土砂災害防止法」という。）第9条の規定により、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内等から危険住宅を除去、移転し、危険住宅に代わる住宅を建設及び改修する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより危険住宅の移転等を促進し、住民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法9条に基づき都道府県知事が指定する区域
- (2) 災害危険区域 福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）第3条により指定した区域
- (3) かけ条例適用区域 福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内
- (4) 土砂災害特別警戒区域指定見込み区域 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、第1号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 災害救助法適用区域 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域
- (6) 危険住宅 かけ地の崩壊等による危険が著しいため、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、かけ条例適用区域のいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又は第1号から第5号までのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じたものであって、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
- (7) 移転等 所有者等が危険住宅を除却し、第1号から第5号までの区域以外（以下、「警戒区域外」という。）に移転することをいい、警戒区域外において危険住宅に代わる住宅を建設（購入を含む。）する場合はこれをいう。
ただし、占有者については、警戒区域外へ住宅を移転することをいう。
なお、移転等の対象となる危険住宅に代わる住宅の建設については、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
- (8) 補助対象建築物 第1号から第5号に規定する区域に存する住宅のうち、移転等を予定するものをいう。
- (9) 敷地 令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (10) 所有者等 建築物の所有者、管理者又は占有者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 危険住宅の移転先が、市外でないもの
- (4) 過去に、同一敷地内に存する他の補助対象建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金交付対象者の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助金交付の対象としない。（別表中、危険住宅の除却等に要する経費は除く。）

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。第 3 号において「暴排条例」という。）
第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - 2 市長は、補助金交付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 3 市長は、補助金交付対象からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助金交付対象者に対し当該申請者又は当該補助金交付対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額並びに交付申請書及び完了実績報告書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業を行おうとする者は、別に定める補助金交付申請書（様式第1号）により、別表に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、危険住宅の移転等に伴って、他の目的をもつ市の補助制度等を同時に利用する場合は、申請できない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、別に定める補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後に事業に着手するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、別に定める補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定を受けたのち、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに別に定める補助金交付申請取下げ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助対象事業の変更)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金交付決定を受けたのち、補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに別に定める補助金交付変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、別に定める補助金交付変更通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 補助事業者は、移転等が完了したときは、別に定める完了実績報告書（様式第7号）に別表に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

4 第6条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、現地調査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めたときは、補助金の交付額を確定し、別に定める補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、別に定める補助金交付請求書（様式第10号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が、規則に定めるもののほか、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第11条の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、該

当取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、別に定める補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（書類の整理）

第15条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後、適正に保存しなければならない。

（指導・監督等）

第16条 市長は、補助事業者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な助言、勧告等を行うことができ、補助事業者はこれに協力しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（様式）

第18条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別 記 様 式
第6条	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付申請書	様式第1号
第7条第1項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書	様式第2号
第7条第3項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書	様式第3号
第8条第1項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付申請取下げ届	様式第4号
第9条第1項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書	様式第5号
第9条第2項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書	様式第6号
第10条第1項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業完了実績報告書	様式第7号
第10条第4項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書	様式第8号
第11条	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金額確定通知書	様式第9号
第12条第1項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付請求書	様式第10号
第13条第3項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書	様式第11号
第14条第2項	福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助金返還命令書	様式第12号

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもってその効力を失う。

別表(第5条関係)

補助対象経費		補助率	補助限度額	交付申請書に添付すべき書類	完了実績報告書に添付すべき書類
危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅の除却に要する除却費	10/10	国土交通省が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費	(1) 登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等が分かる書類 (2) 市税の滞納がないことの証明書 (3) 危険住宅の除却等に要する経費内訳書(添付様式第1号) (4) 危険住宅の位置図、平面図等 (5) 危険住宅の現況写真(室内含む)	(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条の規定による届出書の写し (2) 解体工事請負契約書の写し (3) 危険住宅の除却跡地整備後の写真
	その他除却等に要する経費(動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転に伴う経費)	10/10	975千円		
建設助成費	危険住宅に代わる住宅の建設(購入、必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用	10/10	4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域は、7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)	(1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費内訳書(添付様式第2号) (2) 必要経費の借入明細書の写し (3) 必要経費の見積書の写し、位置図、配置図、平面図並びに住宅建設前の敷地の状況及び周囲の状況を示す写真(住宅建設の場合に限る。) (4) 危険住宅に代わる住宅が建築物のエネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類(住宅建設の場合に限る。)	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証(建築確認が必要でない場合を除く。)、同法第7条第6項に規定する検査済証、工事請負契約書、売買契約書及び必要経費の領収書等のそれぞれの写し (2) 不動産売買契約書、購入代金の領収書及び登記簿謄本のそれぞれの写し(土地を取得する場合に限る。) (3) 借入金の総額を証する金融機関等の証明書
備考 危険住宅に代わる住宅について、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内にあって、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域(水防法第14条第1項に基づき国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域及び同条第2項に基づき都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に基づき都道府県知事が指定した高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域に限る)内に新築するものである場合は、原則として本事業による建設助成費の補助限度額を半額とする。					

添付様式第1号 (別表関係)

危険住宅の除去等に要する経費内訳書

[illegible]

添付様式第2号 (別表関係)

危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費内訳書

[illegible]